

<p>資料</p> <p>第 171 回 神戸市 環境影響評価審査会</p>	<p>No.</p> <p>7</p>
--	---------------------

住民意見に対する事業者見解書

平成30年1月

熊本鉄構株式会社

内容	住民意見	事業者の見解
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 「排水路から調整池へ排水し、調整池より自然沈下した水を有馬川と武庫川へ流す」となっているが調整池が大雨の際溢れる事が予想され、その水が西側のため池へ流入すれば甚大な被害が予想されます。また、ため池が決壊すれば田畑はもちろん家屋等も被害を受ける。この場合の田畑、家屋への補償等、事業者が責任をもって頂きたい。 台風・大雨などによって起こる池の決壊は発生しないのか。 調整池の全てにおいて建設されるダムの高さは、5mではなく安全を厳守するために10mで対応すること。 40年前に土地改良にて水路の整備を行いました、30年確率の水路の整備を行いました、山林の保水力を計算した上での設計である為、山林を伐採し保水力が低下した場合、降雨強度が不足し、下流域に水害、土砂災害、多大な影響があると考えられます。 森林伐採により本来持っている山林の緩衝能力がなくなれば前谷池は貯水力が低下し水稻の開花から登熟期に深刻な水不足が発生し6000平方メートルの水田に与える影響は計り知れません。保水力低下に伴う不足も農業にとっては深刻な問題となる。 森林伐採に伴う雨水の対策を講じること。(森林法の遵守) 	<p>調整池のコンクリートダムについては、兵庫県の「重要調整池の設置等に関する要綱」に基づいた設計を行っています。</p> <p>調整池機能とは、集水区域に降った雨を下流河川のネック地点より求めた流量を放流しそれを超える流量を一時的に貯留しながら放流するものです。つまり、開発前には調整池がなく同じ雨量が計画地に降ればそのまま河川に流れますが、開発により調整池を築造することにより、下流に対して放流量が減少することになるため、現在よりも安全になるものと考えます。</p> <p>大雨の際 調整池から溢れるのではないかと指摘については、農業用ため池同様洪水吐を設けており、堤体から溢れることはありません。その際の降雨は1/100確立の1.2倍です。農業用ため池も同様です。</p> <p>山の保水量については、地質が大きく関わります。本計画は盛土部も多く舗装等も行わないことから、地中への雨水の浸透、暗渠にて浸透水の排水を行うので、経験上常時浸透水が暗渠から流れています。</p> <p>また、計画全体では変更区域については50%以下の広さ(18.5~20ha)であること、残置森林や造成森林については約65%程度(64.6~65.8%)配置する計画としており山の保水量についても問題ないと考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 調整池から有馬川、武庫川までの間の水路の拡幅等、配慮して頂きたい。 雨水の排水は、調整池6箇所内の、5箇所の雨水は、沖代川を通じて有馬川に流し、残る1箇所(事業実施区域東側)の雨水は、生野地区内の水路を通じて武庫川に流すことになっているが、沖代川ルート及び水路ルートともに、想定し得る最大規模の降雨量に対する流下能力について予測・評価する必要がある。 山林の裾野にある住民の安心と安全を図るため、各谷筋の水路の拡幅と崩壊しないように強化すること。 雨水等に対する調整池と沈砂池からの山筋の排水路の建設が必要であること。これは平田から塩田の新池へ入る雨水等と山から下りて来ての雨水等の合流点で水があふれるためであります。 事業実施区域からの排水にかかる武庫川の水位の変化についても予測・評価する必要がある。 	<p>本事業を行うにあたって事業者の責務としては水路拡幅ではなく、現況の水路の流下能力に対して調整池の放流量を決めることとなります。法の遵守の観点から決められた基準に基づき設計を行っています。前項でも述べましたが、調整池を設置することで安全に排水できるものと考えております。</p> <p>武庫川の水位については、本開発面積0.40km²に対して、武庫川放流地点の流域面積は271km²であり、0.1%の割合となります。通常割合が2%までは水路調査を行うことになっており、本開発に伴う影響はほとんどないと考えます。</p>
	住民が理解できる大きくて詳しい地図と資料を提示していただきたいこと。	今後、工事を進める段階で周辺住民の方に説明をさせて頂く機会を持つ予定としています。その機会にまた詳しい地図も含め工事内容や防災面についてもわかりやすく説明させていただきます。
	太陽光発電所の稼働後における土砂災害の防止に対する日常点検や土砂災害が発生した時等における施設管理体制を構築する必要がある。また、沈砂池や調整池等に溜まった土砂の排出ルートを設定すること。	約1年半の工事中はもちろん、事業開始に伴って事業実施区域については、年間を通して維持管理を行う計画としています。調整池についても同様に管理する計画です。車両ルート及び調整池内への車両搬入も今後考慮していきます。

内容	住民意見	事業者の見解
工事計画	<ul style="list-style-type: none"> ・農村用のため池が健全に目的通りの機能として使える工事方法等にしていきたいこと。 ・当該沈砂池(箇所数不詳)及び調整池(6箇所)の規模について、過去の道場地域・周辺地域における最大規模の降雨量(24hr 最大 200mm～300mm)を対象に設計し、沈砂池・調整池としての機能を予測・評価する必要がある。 ・工事中及び完成後の水質悪化の場合は溶液栽培が困難となり農業経営、生活が成り立たなくなる。 ・汚濁水の排水を農業用排水路に流さないこと。 <p>進入路の確保対策について、新名神の工事が終わりに近づき、住民がやっと静かな日を迎えられると思った矢先の工事計画でウンザリしているところでもあります。このことを踏まえて道路の安全確保の対策を厳重にしていきたいこと。</p>	<p>工事中の降雨による濁水につきましては、下流水路・ため池にご迷惑をかけないよう環境基準値以下になるよう事業者と共に努力・研究します。</p> <p>土砂の流出に対しては、調整池、さらに工事の進捗に合わせて盛土部に仮設沈砂池を設ける計画としております。また、法肩には防災小堤を設けて、土砂の流出を防止する計画としております。</p> <p>降雨量については、兵庫県基準に基づいて計画いたします。</p> <p>工事計画では工事関係車両は、主に工事車両、太陽光パネル、架台及びケーブル等の資材の搬入車両で日々の通行車両については最大 10 台程度となる計画です。また、切土・盛土工事で発生する土は、すべて事業実施区域内で処理することから、土砂の搬出・搬入車両は工事期間中において発生しない計画としています。また、工事業者についても事業実施区域周辺道路の通行について安全対策を徹底いたします。</p>
水質	<p>この太陽光発電事業所により、泥水、カドミウム・鉛・セレンなどが流れだし、農作物の被害はないのか。</p>	<p>事業に用いる太陽光パネルについては、有害物質溶出による環境汚染のリスクについて RoHS 指令に規定されている有害物質のうち、鉛を使用しております。計画する太陽光パネルのモジュールの鉛含有量が 600ppm 未満となりますが、セルのハンダとジャンクションボックスの内部のハンダ部に含まれています。ただし、セルは強化ガラス、EVA (封止樹脂)、保護フィルム(高耐候性バックシート)により密封されております。ジャンクションボックスも IP67 防水性能を持っており、ボックスの内部はポッティング材で充填されておりますので、モジュールの耐用期間に外部環境に流出することはございません。</p>
地盤	<p>地盤項目における土砂災害警戒区域に指定「塩田(1)11J 及び「塩田(2) 11J については、平成 29 年 11 月に、新たに土砂災害警戒区域(通称イエロー区域)と土砂災害特別警戒区域(通称レッド区域)を指定するための現地調査が実施され、調査結果が公表されることになっている。これらの区域の地盤については、造成工事(切土・盛土)等による地盤への影響はないとしているが、全国各地で集中豪雨による土砂災害が頻発しており、想定し得る最大規模の降雨への水害対応と同様に、造成土壌の流出防止等の地盤の安定性について予測・評価する必要がある。</p>	<p>事業実施区域内の地盤については急勾配の谷部を盛土する計画であり、現状に比べ悪化しない計画としています。また、工事中に湧水等が確認された場合は、暗渠(枝管)を敷設し、計画暗渠に接続する計画としており土壌流出を防ぐこととしています。また、兵庫県の林地開発許可申請の基準に適合する計画としているため、地盤の安定性は十分に確保できるものと考えています。</p>
動物・植物	<p>太陽光パネルの設置に伴う周辺気温等の気候の変化による植物・動物への影響や温度の上昇による周辺住民への影響(熱波等)について調査等を実施する必要がある。</p>	<p>他事例のアセス図書(三重県)で太陽光パネルの近傍(風上側、風下側)での気温を測定した事例がありましたが、結果については風上側と比較すると風下側で 1℃に満たない範囲での上昇しかみられていない結果となっていました。また、緑地帯(幅約 30m)通過後の気温を測定した結果も記載がありましたが、-4℃程度と温度は下がっている結果となっていました。本事業計画においても太陽光パネルの周辺は残置森林及び造成森林となっているため、事業実施区域周辺の気温上昇はないと考えます。また、植物・動物はもちろん周辺住民への熱波等の影響もないと考えます。</p>

内容	住民意見	事業者の見解
光害	太陽光パネルの反射光の周辺住民に対する影響(光害)について調査等を実施する必要がある。	事業計画では事業実施区域のうち敷地境界付近において、残置森林や造成森林など配置する計画としています。また、事業実施区域周辺から太陽光パネルが確認できない地形及び施設配置のため、周辺域への光の反射の影響はないと考えております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・計画ありきで事業の進行はしないで頂きたい。 ・市長様への意見書の最終提出を、対策委員会の意見がまとまり次第の期限に改めて頂きたいこと。また、工事の許認可の際は道場町連合自治会長の承認と当対策委員長長の承認をもつての地元の承認書としていただきたいこと。 ・災害予防対策の説明も不十分で、下流域の住民が安心して生活、就労できるよう配慮をお願いしたい。 	事業計画は神戸市の条例に基づいた手続きを行っております。今後、工事を進める段階で周辺住民の方に説明をさせて頂く機会を持つ予定としています。その機会にまた周辺住民のみなさんにご迷惑をかけない工事内容や防災面についてもわかりやすく説明させて頂く機会を持つ予定であり、周辺住民のみなさんが納得できるよう努力していく所存です。